

「外客来訪促進基本方針」、「地域限定通訳案内士試験実施基準」  
及び「地域限定通訳案内士試験ガイドライン」のポイント

1. 試験方法

- ・試験は、原則として、毎年少なくとも1回行う。
- ・外国語の筆記試験（以下「外国語筆記試験」という。）は、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとし、当分の間、事業実施地域の制限のない通訳ガイドの資格を得るための試験（以下「通訳案内士試験」という。）と同一の出題とする。そのため、試験の実施日時は、外国語筆記試験に関しては、通訳案内士試験の実施日時に合わせるものとする。ただし、当該都道府県の区域に係る「地理」、「歴史」、及び「産業、経済、政治及び文化」の筆記試験（以下「地理等筆記試験」という。）並びに口述試験についてはこの限りではない。
- ・同一年度を実施される通訳案内士試験と、地域限定通訳案内士試験の同時受験は妨げない。
- ・同一年度を実施される複数の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の同時受験は妨げない。

2. 試験委員

- ・地域限定通訳案内士試験委員は、原則として、外国語筆記試験については外国語ごとに2人以上、地理等筆記試験については科目ごとに2人以上、口述試験については外国語ごとに2人以上選任されるものとする。

3. 合否判定

- ・筆記試験の合否判定については、科目ごとに合格基準点を設定し、すべての科目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。受験者には筆記試験の合否のほか、科目ごとに合格基準点に達したか否かを通知する。
- ・外国語筆記試験に係る上記の合否判定事務については、通訳案内士試験における当該外国語筆記試験の試験委員と同一の試験委員が、同一の基準で行う。

#### 4. 試験免除

以下の表の左欄に掲げる者については、右欄に掲げる筆記試験を免除する。

地域限定通訳案内士試験の筆記試験の一部の科目について合格基準点に達した者	同一の都道府県知事が実施する次回の地域限定通訳案内士試験を受験する場合の、当該科目（外国語については同じ種類の外国語に限る。）についての筆記試験
一の外国語による通訳案内士試験に合格した者	当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合の、外国語筆記試験
一の外国語による通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準点に達した者	当該試験終了後最初に実施される当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合の、外国語筆記試験
一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者	他の都道府県知事が実施する当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合の、当該外国語の科目についての筆記試験
一の外国語による地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準点に達した者	次回の当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合の、外国語筆記試験
財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した者	外国語筆記試験（英語）

#### 5. 複数都道府県合同試験

- ・外客来訪促進法に基づく各「外客来訪促進地域」（いわゆる「国際観光テーマ地区」）を構成する都道府県については、合同で試験を実施することができる。
- ・地理等筆記試験については、合同試験の場合であっても、都道府県ごとに当該都道府県の観光の魅力に関する事項を問う問題を作成し、個別に試験を行う。この場合、受験者が同一年度内に複数の都道府県の試験を受験できるように、都道府県ごとに時間をずらして実施することとする。
- ・口述試験については、各都道府県が共通の試験委員を選定することで、各都道府県が共通で一度に試験を実施することができることとする。この場合は、合否の判定につ

いても共通で行うこととする。

- ・上記の合同試験で複数都道府県の試験に合格した場合であっても、地域限定通訳案内士の登録申請は、本人が登録を希望する個々の都道府県に対してそれぞれ行う。

## 6. 地域限定通訳案内士の試験実施に対する国土交通大臣の同意の基準について

### (1) 具体的基準

- ・都道府県内の外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客の国籍ごとの数を勘案して、当該都道府県内において活動している通訳案内士の数が現に不足している、又は近い将来に不足すると見込まれる外国語についての地域限定通訳案内士試験が行われるものであること。
- ・当該都道府県知事により最初に行われる地域限定通訳案内士試験の実施計画の案が地域限定通訳案内士試験実施基準（平成18年国土交通省告示第737号）に基づき適切に策定されており、かつ、当分の間、当該地域限定通訳案内士試験が継続して行われることが見込まれること。
- ・外国語の筆記試験については、通訳案内士試験と同一の出題とし、国土交通大臣（独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が試験事務を行う場合にあっては、機構）との間において、通訳案内士試験と同一の試験委員を選任することのほか費用の負担割合等に関して合意がなされていること。
- ・当該都道府県の区域に係る地理等筆記試験に関する既存の資料、新たに作成するテキスト等（以下「資料等」という。）が指定されていること。
- ・当該都道府県知事その他の者により、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に対する研修の実施、外国人観光旅客のニーズに適合した通訳案内士及び地域限定通訳案内士を紹介するための仕組みの整備、地域限定通訳案内士の団体の形成に向けた支援その他の通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成のための措置が講じられることが見込まれること。

### (2) 申請時期

- ・同意の申請は、通訳案内士試験の公告開始の少なくとも1ヶ月前までに行うこと。

## 7. 外国語筆記試験について

### (1) 試験方法

- ・試験は、難易度の極端に高いものであってはならず、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、説明力、語彙<sup>い</sup>力等の総合的な外国語の能力を問うものとする。
- ・出題する外国語は、通訳案内士試験において実施されているもののうち、国土交通大臣が同意をした外客来訪促進計画において定められているものとする。
- ・試験の方法は、記述式とする。
- ・試験時間は、120分とする。
- ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を100点とし、平均点が60点程度となるような出題に努める。
- ・当分の間、通訳案内士試験と同一の出題とし、合否判定についても、通訳案内士試験と同一の試験委員が行うものとする。

## (2) 合否判定

- ・合否判定は、原則として70点を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

## 8. 地理等筆記試験について

### (1) 試験方法

- ・試験は、難易度の極端に高いものであってはならず、当該都道府県の観光魅力に関する事柄のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。
- ・試験の方法は、多肢選択式とする。
- ・試験時間は、各科目について40分とする。
- ・内容は、都道府県において指定した資料等をベースとする。

### (2) 合否判定

- ・合否判定は、原則として60点を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

## 9. 口述試験について

- ・試験は、総合的な外国語の能力並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の知識を活用したコミュニケーションを図るための実践的な能力のほか、地域限定通訳案内士として必要な適性について判定するものとする。

- ・試験を受けることができる外国語は、受験者が筆記試験において選択したものと同一のものとする。
- ・試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。
- ・試験時間は、8分程度とする。
- ・試験実施方法は、受験者ごとに質問事項が大きく異なることがないような方法とする。
- ・合否判定は、試験官ごとに基準が大きく異なることがないよう、あらかじめ以下の評価項目ごとに、具体的な合格基準点を設定しておくものとする。その上で、すべての評価項目について当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

#### 評価項目

- ・聞き取り能力
- ・表現力
- ・発音及び文法の正確性
- ・質問に対する回答能力
- ・上記に掲げるもののほか、旅行者に対する配慮の適切性、通訳案内業務に対する十分な意欲等地域限定通訳案内士として必要な適性